



TOKIO MARINE
e.design

平成22年版／平成21年度決算

イーデザイン損保の現状 2010

はじめに

日頃よりイーデザイン損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概況、財務状況等、事業活動についてより詳しく、わかりやすく説明するため、ディスクロージャー資料「イーデザイン損保の現状2010」を作成しました。

本資料が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸いです。

* 本資料は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財務の状況に関する説明資料)です。なお子会社については該当がありません。



会社の概要(2010年7月1日現在)

名称	●イーデザイン損害保険株式会社
英文名称	●E.design Insurance Co.,Ltd.
設立年月日	●2009年1月26日 イーデザイン損保設立準備株式会社として設立
資本金	●90億53百万円
株主	●東京海上ホールディングス株式会社 N T Tファイナンス株式会社
従業員数	●68人
本店所在地	●東京都新宿区西新宿3-20-2 〒163-1413

目次

イーデザイン損保の現状

トップメッセージ	2
経営理念、お客さまへの約束	3
トピックス	4

経営について

東京海上グループ概要	8
経営戦略	10
代表的な経営指標	13
2009年度の事業概況	15
お客さまの声	16
内部統制基本方針	19
コーポレート・ガバナンスの状況	21
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	22
勧誘方針	23
コンプライアンスの徹底	24
リスク管理	28
資産運用	29
個人情報への対応	30
情報開示	33
社会活動	34

商品・サービスについて

保険の仕組み	36
取扱商品	39
損害サービス	40
各種サービス	42

業績データ

事業の状況	44
経理の状況	53

コーポレートデータ

沿革	69
主要な業務、株式の状況	69
会社の組織	72
ネットワーク	73
設備の状況	74
役員の状況	75
従業員の状況	77
新商品の開発状況	78
情報提供活動	78
店舗一覧	78
損害保険用語の解説	79

トップメッセージ



取締役社長 日暮 則武

日頃より、皆さまにはイーデザイン損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は昨年6月に開業し、おかげさまで1周年を迎えることができました。開業以来、多くの皆さまからご支持をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

モバイル・ネットをご利用するお客さまに、「快適であること・納得できること・安心できること」を感じていただけるよう、これまでも、これからも様々な取り組みにチャレンジしていきたいと考えております。

皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご愛顧・お引き立てを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

2010年7月

経営理念

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、損害保険事業を通じて、お客様の豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献します。

- お客様のニーズを最大限に満たす商品・サービスを追求・創造・提供し、安心と安全をひろげます。
- 社員一人ひとりが個性を活かし、創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。
- 良き企業市民として、地球環境保護、人権尊重、コンプライアンス、社会貢献等の社会的責任を果たし、広く地域・社会に貢献します。
- 株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業を展開し、企業価値の向上をはかります。

お客様への約束

あなたにぴったりの確かな安心・安全を、リーズナブルに。

私たちは、お客様と接するあらゆる場面において、
お客様一人ひとりが『快適であること・納得できること・安心できること』をめざし、
「安心・安全を確保できる商品・サービス・お客様対応」を常に追求・創造し
「わかりやすく、親しみやすく、誠実に、リーズナブルに」ご提供することを約束します。

トピックス

「イーデザイン損保」営業開始

2009年1月、東京海上ホールディングス株式会社とNTTファイナンス株式会社が業務・資本提携契約を締結し、「イーデザイン損保設立準備株式会社」を設立しました。同社は金融庁より損害保険業免許を取得し「イーデザイン損害保険株式会社」へ商号変更し、2009年6月13日に営業を開始しました。

事故シミュレーター

お客さまがお見積り・ご契約内容の確認をする際に、お客さまの補償内容にあわせて、お支払いする保険金を最大5つの事故事例で、動画を使ってわかりやすく説明する「事故シミュレーター」機能を2009年8月に開発しました。

もしものときに現在加入している自動車保険でどれだけの保険金が支払われるかを知ること、形の見えない自動車保険を具体的にイメージいただくことができます。



メール損保、ブログ損保

ゲームニクス理論の研究で有名な、立命館大学サイトウアキヒロ教授と共同で開発した、身の回り

に潜むコミュニケーションのリスクを診断できるエンタメコンテンツ、「メール損保」及び「ブログ損保」を2009年8月から提供しました。このツールは、音相システム研究所が40年以上かけて分析してきた「音相理論」を用いることにより、文章そのものの情緒を分析し、結果として文章作成者のコミュニケーションに潜むリスクを診断するものです。診断希望のユーザーは、メールの文章をメールにコピー、もしくはブログの文章を空欄BOXにコピーして送ることにより、即座に診断結果を受け取ることが出来ます。



セキュアな環境で「どこでもオフィス」

2009年12月に、当社社員が外出先からUSBキーとディスクレスの専用PCを通じて、セキュアな環境で自社のPCにアクセスできるリモートツールを導入しました。「どこでもオフィス」として、以下のビジネスモデルを展開しています。

(1) 保険金支払部門のスタッフが、事故対応時のお客さま訪問・出張等のためにオフィスを離れる場合でも、オフィスと同様の対応を実現し、保険金支払い期間の短縮、コミュニケーションの緊密化を図

り、実質的な保険金支払部門の多拠点化を実現。
(2)パンデミックや大災害により社員の出社が困難な場合のBCP(事業継続計画)対策として活用。

NGNを活用して「つながるオフィス」

2009年9月から、本店(東京・初台)、サービス部門(東京・西新宿、大阪・京橋)の全3拠点をNGN*を活用し、「つながるオフィス」としてリアル映像で常時接続しています。離れた拠点を相互にリアル映像で接続することにより、いつでも隣にいるような感覚で社員全員参加の会議や打ち合わせなどを行い、一体感を持ったコミュニケーションを図っています。

導入およびオフィスのデザインにあたっては、NTTコミュニケーションズ株式会社に委託し、NTTグループが展開しているNGNを活用することにより、セキュアでかつ災害時にも強い基盤を構築しています。

*NGN(Next Generation Network、次世代ネットワーク)とは、国際標準に準拠した最先端の技術を利用し、従来の電話網がもつ信頼性・安定性を確保しながら、IPネットワークの柔軟性・経済性を備えた、NTTによる次世代の情報通信ネットワーク。品質確保「QoS」、セキュリティ、信頼性、オープンなインターフェース等が特長。

「第4回アックゼロヨンアワード」入賞

2009年9月8日、日本ウェブ協会主催の「第4回アックゼロヨンアワード」において、当社コーポレートサイトが入賞しました。「アックゼロヨンアワード」は、日本ウェブ協会が主催している企業WEBサイトに与えられるアワードで、第4回を迎える今

回は応募作品総数145点に対し、専門家28名から構成される審査員により、「①デザイン②アイデア③情報構造④技術⑤ユーザビリティ⑥アクセシビリティ」の6つの評価軸から審査が行われました。

「第24回全日本DM大賞」銅賞受賞

2010年1月26日、郵便事業株式会社主催の「第24回全日本DM大賞」において、当社お客さま宛の封書セット・ハガキ(※1)が銅賞を受賞いたしました。

「全日本DM大賞」は、過去1年間に企業から実際に発送されたダイレクトメール(DM)作品から、優れたDMを審査・表彰するアワードです。今回は、DMやマーケティングの専門家による厳正な審査を経て、グランプリをはじめ全24点の入賞作品が選ばれました。

当社の封書セット・ハガキは、「早割」(※2)の期限に合わせてその旨をお知らせするなど、自動車保険を検討されるお客さまに必要なタイミング・内容を考慮して作成しております。また、同封しているパンフレットも、難しいとされる自動車保険を少しでも分かりやすくお伝えするよう努めております。その結果として、銅賞をいただくこととなりました。

(※1)当社の自動車保険のお見積もり結果をお客さまにお送りする封書・ハガキ

(※2)保険開始日45日前までにインターネット(当社ホームページ・モバイルサイト)でお申し込みいただくと適用される割引

モバイル位置情報通知サービス

当社は2010年1月15日から、「モバイル位置情報通知サービス」を開始しました。お客さまが知らない土地で事故にあったときなどでも、当社モバイルサイトからお客さまの現在位置の

通知を行っていただくと、携帯電話のGPS機能を使って現在位置を特定し、ロードサービスを提供しています。

イーデザインチャンネル

当社の特徴・商品・サービスを動画でご案内する【イーデザインチャンネル】をオープンしました。実演販売のプロである「マーフィー岡田さん」と当社ホームページの見積もりナビゲーターである「岡田菜奈さん」がユーモアたっぷりに、わかりやすく、親しみやすくご案内しておりますので、ぜひご視聴ください。

<http://camp.edsp.co.jp/channel01/>



カンタンお見積もり「エコ価格デザイン」

日本初の1画面8項目にご入力いただくだけで正式な自動車保険料を算出する、カンタンお見積もり機能「エコ価格デザイン」を2010年5月13日に開発しました。

従来の当社お見積もり機能では、9画面・最大45項目の入力が必要でしたが、お見積もりに必要な項目数を削減し、エコ価格な自動車保険を今まで以上にカンタンかつスピーディーに、インターネットでお見積もりいただけるようになりました。

保険法改正対応

保険開始日(始期日)が2010年4月1日以降となる自動車保険の約款を保険法改正に対応した約款に改定しました。

経営について

東京海上グループ概要	8
経営戦略	10
代表的な経営指標	13
2009年度の事業概況	15
お客さまの声	16
内部統制基本方針	19
コーポレート・ガバナンスの状況	21
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	22
勧誘方針	23
コンプライアンスの徹底	24
リスク管理	28
資産運用	29
個人情報への対応	30
情報開示	33
社会活動	34

東京海上グループ概要

東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上ホールディングスが直接出資する会社

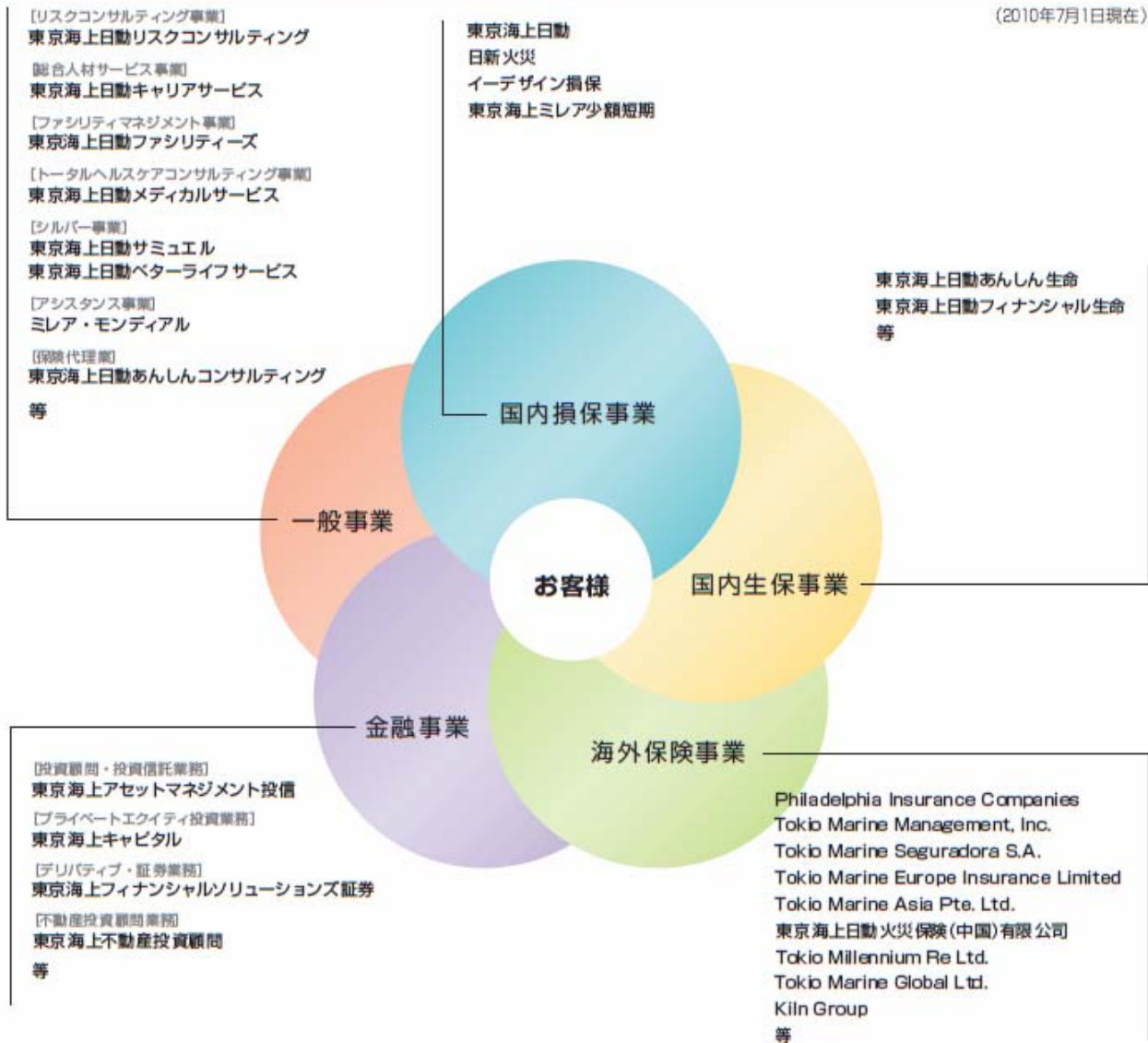
(2010年7月1日現在)

東京海上ホールディングス(上場持株会社)



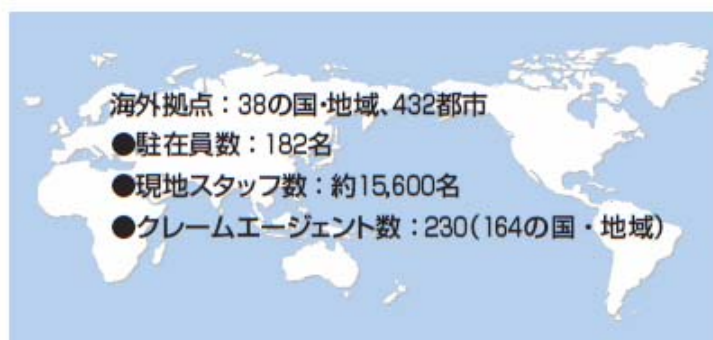
東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2010年7月1日現在)



海外ネットワーク

(2010年3月31日現在)



経営戦略

東京海上ホールディングスの経営戦略

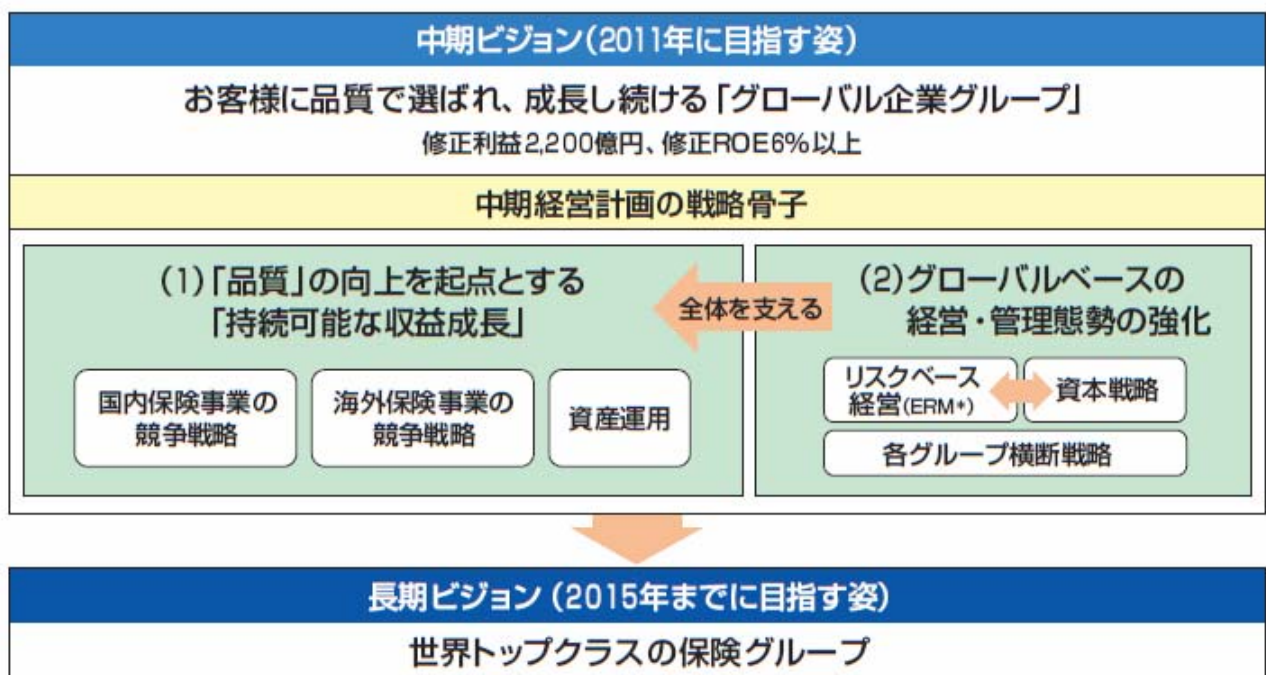
東京海上グループは、全世界のグループ会社におけるCSR経営の実行を通じて、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーへ提供する価値を向上させ、社会とともに持続的に成長・発展し、グループ企業価値を永続的に高めていきます。

2009年度からスタートした3か年のグループ中期経営計画「変革と実行 2011」では、厳しい事業環境のもとでも持続性のある成長を実現していくために、グループ各社が提供する商品・サービス、業務プロセスがお客様から「品質」で選ばれ、かつグローバルに競争力を発揮できる態勢の構築を目指していきます。

中期経営計画「変革と実行 2011」

1. 全体像

中期経営計画「変革と実行 2011」で東京海上グループが目指す姿は、「お客様に品質で選ばれ、成長し続ける「グローバル企業グループ」」であり、以下に掲げる2つの戦略骨子のもと、企業価値の最大化を実現していきます。

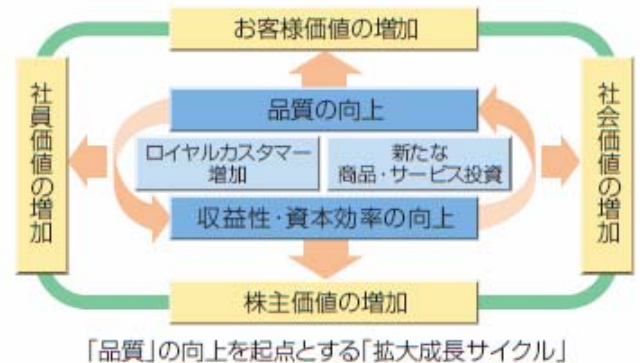


*ERM : Enterprise Risk Management

ここでいう「品質」とは、商品・サービスのわかりやすさや利便性、正確で迅速な業務プロセス、財務の健全性等、東京海上グループのあらゆる事業活動に関わる「品質」を意味し、「品質」の向上が持続可能な収益成長のために最も重要であると考えています。

(1)「品質」の向上を起点とする「持続可能な収益成長」

東京海上グループが持続的に成長するためには、グループ内の全ての会社が「品質」の向上を起点とする右記の「拡大成長サイクル」を実現することが必要であり、この循環を通じて全てのステークホルダーの価値を持続的に増加させていきます。



(2)グローバルベースの経営・管理態勢の強化

国や地域に関係なく、全てのステークホルダーに高い価値提供を行い、さらにその実現のためにグループ内の経営資源をボーダレスに活用できる経営・管理態勢を構築・強化していきます。

中でも、今後、会計基準や保険会社の監督規制等が大きく変わろうとしていることを踏まえ、「リスクベース経営(ERM)」に必要なインフラ構築に特に強力に取り組んでいきます。

2. 定量ビジョン(数値目標)

中期経営計画(2011年度)では、修正利益2,200億円、修正ROE6%以上を目指します。

また修正利益に占める各事業の構成比率は、中核事業である国内損害保険事業を軸に海外保険事業および国内生命保険事業をさらに拡大させ、全体としてバランスの取れた事業ポートフォリオの構築に一層注力していきます。

事業ドメイン		2008年度実績	2009年度実績	2010年度計画	2011年度に目指す姿 (定量ビジョン)
修正利益	国内損害保険事業	51億円	462億円	430億円	1,150億円
	東京海上日動	169億円	546億円	450億円	1,150億円
	日新火災	△107億円	2億円	20億円	50億円
	その他	△11億円	△86億円	△40億円	△50億円
	国内生命保険事業	△572億円	520億円	320億円	400億円
	東京海上日動あんしん生命	△60億円	322億円	330億円	350億円
	東京海上日動フィナンシャル生命 他	△512億円	198億円	△10億円	50億円
	海外保険事業	208億円	765億円	600億円	600億円
	損害保険事業	232億円	697億円	590億円	570億円
	元受	33億円	371億円	340億円	400億円
	再保険	199億円	325億円	250億円	170億円
	生命保険事業	△7億円	78億円	20億円	60億円
	金融・一般事業	△211億円	△94億円	10億円	50億円
	グループ合計	△525億円	1,654億円	1,360億円	2,200億円
	グループ合計ROE	△1.7%	5.8%	4.3%	6.0%以上

※収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。

※海外保険事業合計では、内訳には賦課されていない費用を差し引いています。

<修正利益の定義>

(1)損害保険事業

修正利益=当期純利益+異常危険準備金等繰入額+価格変動準備金繰入額
-ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益-保有株式・不動産等に関する売却損益・評価損-その他特殊要素
(各調整額は税引き後)

(2)生命保険事業

修正利益=エンベディッド・バリューの当期増加額-増資等の資本取引
(一部の生保については(3)の基準により算出(利益については本社費等を控除))

(3)その他の事業

財務会計上の当期純利益

イーデザイン損保の経営戦略

当社は、東京海上グループの目指す姿・中期経営計画「変革と実行2011」に則り、以下の取り組みを通じて、お客さまに選ばれ、成長し続ける会社を実現していきます。

- ① ケータイ・パソコンなどのモバイル・インターネットを活用し、お客さまの利便性、わかりやすさの一層の充実を進め、お客さまとのコミュニケーションを強化していきます。
- ② 東京海上グループとNTTグループの事業ノウハウ等を組み合わせながら、お客さまの利便性を高めていきます。
- ③ 適正な業務運営を支える会社基盤を、一層充実させていきます。

代表的な経営指標

2009 年度 代表的な経営指標

年度		2008 年度(平成 20 年度)	2009 年度(平成 21 年度)
正 味 収 入 保 険 料		－百万円	1,100 百万円
正 味 損 害 率		－%	165.4%
正 味 事 業 費 率		－%	754.9%
保 険 引 受 損 失		－百万円	10,104 百万円
経 常 損 失		1,205 百万円	2,349 百万円
当 期 純 損 失		1,206 百万円	2,355 百万円
ソルベンシー・マージン比率		－%	5,762.2%
総 資 産 額		5,978 百万円	11,915 百万円
純 資 産 額		5,793 百万円	9,938 百万円
その他有価証券評価差額		－百万円	－百万円
リスク管理債権の状況		該当なし	該当なし
資産の自己査定結果	Ⅱ 分 類	－百万円	－百万円
	Ⅲ 分 類	－百万円	－百万円
	Ⅳ 分 類	－百万円	－百万円
	分類額計(Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ)	－百万円	－百万円

※2008 年度は、イーデザイン損保設立準備株式会社の数値です。

<用語説明>

- 正味収入保険料 契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。
- 正味損害率 正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。
- 正味事業費率 正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。
- 保険引受損失 正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金、損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険引受に係る損益を示すものです。
- 経常損失 正味収入保険料、利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金、損害調査費、営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
- 当期純損失 経常利益(経常損失)に固定資産処分損益等の特別損益、法人税等合計を加減したものであり、当期に発生した全ての取引によって生じた損益を示すものです。
- ソルベンシー・マージン比率 巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実が適当である」とされています。
- 総資産額 会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。会社が保有する資産規模を示すものです。
- 純資産額 会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。会社の担保力を示すものです。
- その他有価証券評価差額 「金融商品に係る会計基準」により、保有有価証券等については、保有目的で区分し、時価評価等を行います。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券です。その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額が、その他有価証券評価差額です。
- リスク管理債権 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されます。
- 自己査定 損害保険会社として資産の健全化をはかるために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引き当てを行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産の回収リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうちⅠ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)」です。

2009 年度の事業概況

経営環境と事業環境

2009 年度のわが国経済は、前年度からの世界的な経済情勢悪化の影響が強く残り、新興国経済の拡大に伴う輸出の増加や政府の経済対策による個人消費の持ち直し傾向がみられたものの、景気は自律的な回復に至らず、失業率が高水準にあるなど厳しい状況が続きました。

損害保険業界におきましては、自動車保有台数の低迷、物流取引量の減少、自賠責保険の料率引下げ等の影響により保険料が減収となりました。

こうした状況の中、当社は、前年度の 2009 年 1 月 26 日に、東京海上ホールディングス株式会社と NTTファイナンス株式会社の共同出資により設立準備会社として設立されました。その後、損害保険事業の開始に向けた準備を進め、2009 年 6 月 8 日に金融庁より損害保険業免許を得て、社名を「イーデザイン損害保険株式会社」と改め、同年 6 月 13 日にインターネット(WEB)サイトおよびモバイル(携帯電話)サイトを開設して、自動車保険の販売を開始いたしました。

2009 年度業績

保険引受収益1,100百万円、資産運用収益3百万円などを合計した経常収益は、1,104百万円となりました。一方、保険引受費用2,896百万円、営業費及び一般管理費8,308百万円などの合計から、保険業法第113条繰延額8,286百万円を控除した経常費用は、3,453百万円となりました。

この結果、経常損失は2,349百万円となりました。これから法人税などを差し引いた当期純損失は、2,355百万円となりました。

対処すべき課題

当社は、インターネットおよびモバイルを活用した自動車保険の募集に特化した保険会社として、引き続き先進的な募集・契約方法、損害サービスの開発を行うことにより、お客さまに対する利便性を更に向上させ、新たな付加価値の提供に努めてまいります。加えて、マーケティングの工夫などにより認知度の向上を図り、お客さまの支持を獲得することにより、事業計画の達成を目指して全社を挙げて業務に邁進してまいります。

2009年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1. 契約・募集行為				
(1)商品内容	7	29	13	76
(2)契約更新手続き	0	0	0	3
(3)募集行為	12	86	87	92
(4)契約内容・条件などの説明	0	4	4	28
(5)契約の引受	8	26	4	11
(6)保険料誤り・料率適用誤り	0	0	1	0
(7)接客態度	0	6	17	36
(8)帳票類・ホームページ類	22	185	218	217
(9)その他	3	48	75	147
小計	52	384	419	610
2. 契約の管理・保全・集金				
(1)証券未着・誤り	0	2	4	1
(2)保険料支払方法	0	0	0	0
(3)契約内容変更	0	0	6	10
(4)解約	0	0	3	7
(5)満期返戻	0	0	0	0
(6)接客態度	0	0	2	3
(7)その他	5	26	39	101
小計	5	28	54	122
3. 保険金				
(1)示談(認定)金額	0	0	1	3
(2)処理遅延・処理方法	0	0	1	16
(3)有無責	0	0	0	0
(4)接客態度	0	1	1	0
(5)その他	2	2	5	12
小計	2	3	8	31
4. その他	1	4	2	10
5. 個人情報	1	4	2	0
合計	61	423	485	773

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

○(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決が見つからない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情のお申し出から、原則として2か月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは、同協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご参照ください。

○(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

○(財)交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングスの定める東京海上グループに係る各種基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを構築・運用しています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。

(2) 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。

(3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

(4) 当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。

a. 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る

b. コンプライアンスを統轄する部門を設置するとともに、年度アクションプランを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。

c. コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。

d. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。

(2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。

(3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。

(4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(5) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部門を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

(1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。

a. リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。

b. リスク管理を統轄する部門を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部門を定める。

c. リスク管理についての年度アクションプランを策定する。

(2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。

(3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画(数値目標等を含む。)を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等保管・保存規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議等に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

以上

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「コーポレート・ガバナンス方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築しています。

当社の統治機構

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、現在、社外取締役2名を含む6名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役である3名の監査役で構成されています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. コンプライアンス態勢・品質の向上に向けた態勢

当社では、取締役を含む各部門責任者で構成されている経営会議において、コンプライアンス態勢全般の整備状況の評価、業務運営全般の適切性評価等を行う態勢としています。コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議および取締役会において審議・決定し、コンプライアンスの一層の徹底を図っています。また、違反行為に関する各種通報制度(ホットライン)を設け、これを運用しています。

3. リスク管理態勢

当社は、保有するリスクに対して定量・定性の両面から、総合的な管理を行っています。また、リスク

管理基本方針や統合リスク管理方針の制定等、リスク管理に係る重要事項について、経営会議および取締役会において審議・決定し、リスク管理の強化を図っています。

4. 社外・社内の監査態勢

■社外の監査・検査

当社は社外の監査・検査として「会社法に基づく監査法人による外部監査」を受けています。

■社内の内部監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、全ての業務を対象とした内部管理態勢(法令等遵守態勢・リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を実施するもの」と定義して、全ての部門を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、随時経営会議および取締役会に報告しています。

CSR(企業の社会的責任)の取り組み

当社は東京海上グループCSR憲章に基づき、お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供を目指す等、積極的にCSRを推進しています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、経営理念の実践がCSRそのものであると捉え、経営理念を徹底的に実践していくことが各ステークホルダーの皆さまに提供する価値を高め、ひいてはその価値の総和である企業価値を高めていくと考えています。そこでCSRを実践するための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることに
より、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

<p>○商品・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。 <p>○人間尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。 ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。 ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。 <p>○地球環境保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。 	<p>○地域・社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。 <p>○コンプライアンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に高い倫理観を持ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。 <p>○コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。
---	---

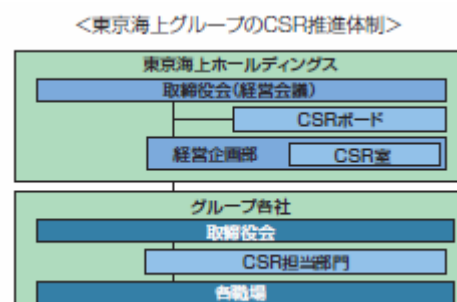
国連グローバル・コンパクトへの参加

国連グローバル・コンパクトが提唱している人権・労働・環境・腐敗防止に関する企業行動 10 原則の考えや内容は、東京海上グループの考えやCSR憲章と共通するものであり、東京海上ホールディングス(および東京海上日動)では、2005 年から国連グローバル・コンパクトに参加しています。



CSR推進体制

東京海上グループでは、東京海上ホールディングス社長を委員長とし、主要グループ各社社長をメンバーとする「CSRボード」を設置し、グループ全体のCSRに関する方針・計画の策定・進捗管理を行っています。グループ各社は、CSR担当部門が推進役となり、CSRボードの方針・計画に従い、自社のCSRを推進しています。



勧誘方針

勧誘方針

当社では以下の勧誘方針を定め、適正な金融商品の販売・勧誘に努めています。

お客さまへの販売・勧誘にあたって

お客さまの視点に立ってご満足いただけるように努めます

■保険その他の金融商品の販売にあたって

- * お客さまの商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- * お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- * お客さまに商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

■各種の対応にあたって

- * お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- * 保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正な支払に努めます。
- * お客さまのご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます

- * 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- * 適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- * お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成 12 年法律第 101 号)に基づく弊社の「勧誘方針」です。

コンプライアンスの徹底

当社は常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

< コンプライアンス行動規範 > (骨子)

■ 法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

■ 社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

■ 適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

■ 人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

コンプライアンス態勢

「当社が目指すコンプライアンスの姿とは、適正な業務運営による経営理念の実現であり、適正な業務運営の取り組みは、当社社員の本来業務そのものである」という認識のもと、コンプライアンス態勢の強化を図り、全役職員がコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

当社ではコンプライアンスの統括部門として業務部門を設置し、業務部門の長が会社全体におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また各部門では部門の長をコンプライアンスの責任者・推進役とし、役職員一人ひとりがコンプライアンス推進の担い手として、それぞれが所管する業務について主体的にコンプライアンスの推進、適切な業務運営に取り組んでいます。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに業務部門の長に報告・相談を行うことが義務付けられています。何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には、各種ホットラインを利用して匿名で報告・相談を行うことができます。

当社は、内部統制基本方針に基づき、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を決定し、本方針に従って反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

＜反社会的勢力等への対応に関する基本方針＞

(目的)

第1条 本方針は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」および当社「内部統制基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定めるものである。

(定義)

第2条 本方針において「反社会的勢力等」とは、以下のいずれかに該当する集団または個人をいう。

(1)暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人」

(2)前号以外で「暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求行為を行う集団または個人」

(基本的な考え方)

第3条 当社は、東京海上グループの経営理念に則り、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、適切な対応を行うことに努める。

2 当社は、反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応する。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部門だけに任せず、会社組織全体として対応する。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保する。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係(東京海上グループ会社を通じた連携関係を含む)の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携(東京海上グループ会社を通じた連携を含む)して対応する。

(3) 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努める。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、当社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行わない。

(反社会的勢力等への対応態勢)

第4条 当社における反社会的勢力等への対応を統轄する部門(以下「統轄部門」という)は業務部門とする。統轄部門は、関係部門と連携して、反社会的勢力等に関する情報を一元的に管理・蓄積するとともに、反社会的勢力等との関係を遮断するための取組みを支援し、以下の態勢を整備する。

- (1) 社内体制(報告・相談体制等)の整備
- (2) 研修活動の実施
- (3) 「反社会的勢力等への対応マニュアル」等の整備
- (4) 警察等外部機関等との連携(東京海上グループ会社を通じた連携を含む) 等

2 統轄部門は、反社会的勢力等への対応に関して、必要に応じて、関係部門を指定し、対応および協力を求める。また、統轄部門から指定された関係部門は、統轄部門と協働しなければならない。

3 各部門における反社会的勢力等への対応責任者は部門の長とする。ただし、統轄部門と協議の上、各部門の長が予め定めることにより、リーダークラスを反社会的勢力等への対応責任者とすることができる(以下、部門の長ならびに予め対応責任者と定められたリーダークラスを合わせて「各部門における対応責任者」という。)

4 当社の取締役および取締役会は、当社の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保していくうえで反社会的勢力等への適切な対応が不可欠であることを認識した上で、その機能を適切に発揮しなければならない。

(問題が発生した場合の報告・相談体制)

第5条 各部門において反社会的勢力等に係る問題が発生した場合には、直ちに各部門における対応責任者に報告・相談を行うとともに、別途定める「反社会的勢力等への対応マニュアル」に従って、適切な対応を行う。

2 前項の報告を受けた各部門における対応責任者は統轄部門に報告・相談を行うとともに、統轄部門・関係部門と連携の上、問題の解決に向けた必要な対応を行う。

3 前項の報告を受けた統轄部門は速やかに関係部門と連携をとりながらその適切な対応に努めるとともに、重要な事案については速やかに統轄部門の長に報告を行う。また、東京海上グループとしての適切な対応を可能とするため東京海上ホールディングス株式会社にも報告を行う。

(改廃)

第6条 本方針の改廃は、当社の取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は、業務部門の長がこれを行う。

利益相反取引等の管理

当社では、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下に掲げるものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引(個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づき、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護や東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理の体制

持株会社である東京海上ホールディングスによる一元的な東京海上グループの利益相反取引等の管理のもと、当社においても、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなどの体制整備を行い、利益相反取引等を適切に管理してまいります。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社は、利益相反取引等のおそれがある取引等を行うおとす場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理体制の検証

東京海上グループの利益相反取引等の管理体制の適切性および有効性については、東京海上ホールディングスが定期的に検証してまいります。

リスク管理

リスク管理方針

保険事業運営上のリスクが高度化・複雑化・多様化してきたことを踏まえ、リスク管理が経営の重要課題の1つとなっています。当社では、リスクを定性的・定量的側面から捉えて総合的なリスク管理態勢を構築しています。

リスク管理基本方針

業務の健全性と適切性を確保し維持することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理に係る組織・体制、リスクの定義、レポーティングルール等、当社のリスク管理全般に関する基本的事項を明確化しています。この「リスク管理基本方針」に基づいた具体的なリスク管理を実践するために、「統合リスク管理方針」「危機管理方針」および「個別リスク管理方針」を定めて取り組んでいます。

統合リスク管理方針

倒産防止の観点ならびに資本の有効活用を図る観点から、資本・リスクを一元的に管理する「統合リスク管理」を行っています。

当社がさらされているリスク全体を定量的に把握し、適切にリスクをコントロールしながら事業運営を行っています。

危機管理方針

リスクの顕在化により、お客さまとの関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生ずるような事態（緊急事態）に的確に対応するため、「危機管理方針」を定めています。この方針のもと、当社が被る経済的損失を極小化し、通常業務に復旧するために迅速で適切な行動・措置をとることとしています。

個別リスク管理方針

業務遂行に係る主要なリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管理方針」を定めています。ま

た、リスクごとに主管する部門を定めてリスク管理に取り組んでいます。主要なリスクの概要は次のとおりです。

■保険引受リスク

1.商品の開発・改定を行う場合に、適切な保険約款・保険料率の設定が行われなかった等、商品開発改定等に関するリスク、2.個別の保険契約の引き受けを行う場合に、当社の引受方針等に則った引き受けが行われない等の個別契約引き受けに関するリスク、3.再保険等の適切な手配が行われない等の再保険等に関するリスク、4.適切な責任準備金または支払備金の積立が行われないリスクの4つからなります。

■資産運用リスク

資産運用に係る1.市場リスク、2.信用リスク、3.不動産投資リスク、4.市場流動性リスクからなります。市場リスクは金利・為替・株式等の市場変動、信用リスクは個別与信先の信用力の変化、不動産投資リスクは不動産の価格変動に伴い、それぞれポートフォリオの時価が下落するリスクのことです。また、市場流動性リスクは市場の混乱等により市場において取り引きができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

■資金繰りリスク

当社の財務内容の悪化等を原因として流入資金の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または、資金の確保にあたり、通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

■事務リスク

社員等の業務上のミスや不正等により当社が不利益を被るリスクのことであります。

■システムリスク

情報システムに関して、その停止または誤作動、不正使用、セキュリティ対策の不備等が原因となつて、当社が直接、間接を問わず、損失を被るリスクのことであります。

■情報漏洩リスク

役員・社員等の誤りや不正な処理等により、顧客情報や機密情報が漏洩し、当社が損失を被るリスクのことであります。

■法務リスク

事業活動に関連して発生する可能性がある1.法

令等を遵守しないことにより損失を被るリスク、2.法的紛争の発生により損失を被るリスク、3.法的判断または法的手続きを怠ることにより損失を被るリスクのことであります。

■レピュテーションリスク

当社または当社業務に密接な関係を有するものに関する否定的な評価・評判が流布されることにより、当社の信用やブランド価値等が損われ、結果的に不利益を被るリスクのことであります。

■事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、当社または当社業務に密接な関連を有するものが、その生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能力に被害を被ることにより、当社が損失を被るリスクのことであります。

資産運用

資産運用方針

当社では、保険金支払いに備えた流動性の確保のため、預貯金による運用を行っています。

資産運用リスク管理態勢

当社では資金の運用に伴う信用リスクに対応するため、預入先の信用リスクの状況をモニタリングする態勢としています。

個人情報への対応

個人情報の保護

当社は、お客さまの住所・氏名・契約内容等の情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。その情報については、保険契約の引受・管理、適正な保険金の支払い、お客さまのニーズにあった保険商品・サービスのご案内等のために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に基づき、社内諸規程を整備し、社内の教育、モニタリングを行い、情報管理の徹底に取り組むとともに、日々、態勢の改善に努めています。

お客さまの個人情報のお取扱いに関しては下記の「お客さま情報の取扱方針」を定め、当社ホームページ (<http://www.edsp.co.jp/>) で公表しています。

お客さま情報の取扱方針

弊社は、お客さまの信頼をあらゆる事業活動の原点におき、損害保険事業を通じて、お客さまの豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することを目指しています。このような理念のもと、弊社は、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに「東京海上グループ プライバシー・ポリシー」を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、弊社は、お預かりしている個人情報が業務上適切に取扱われるよう、弊社業務に従事している者等への指導・教育の徹底に努めます。なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

1. 個人情報の取得について

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

弊社では、次の業務を実施する目的ならびに下記4. および5. に掲げる目的(以下「利用目的」といいます。)に必要な範囲内で個人情報を利用します。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金・給付金の支払い
- (3) 弊社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 弊社が取り扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (6) 弊社が取り扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (7) 上記(5)(6)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (8) 東京海上グループ各社・提携先企業等が取り扱う損害保険、生命保険、コンサルティング等の商品・サービスの案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (10) 弊社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (11) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (12) 弊社社員の採用、販売基盤の新設・維持管理
- (13) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (14) 問い合わせ・依頼等への対応
- (15) その他、上記(1)から(14)に付随する業務ならびにお客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供について

弊社では、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 弊社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合
- 弊社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
- 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記「5. 情報交換制度等について」をご覧ください。)

4. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記2.(1)から(15)に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

(1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容

(2) 個人データ管理責任者：イーデザイン損害保険株式会社

※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記「13. 会社一覧」をご覧ください。

5. 情報交換制度等について

(1) 弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1467

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

(2) 弊社は、自賠責保険に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

電話 03-3233-4141

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス (<http://www.nlro.or.jp>)

(3) 弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

○共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては国土交通省のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

国土交通省 自動車交通局 保障課 自動車事故対策係

所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番地3号

電話 03-5253-8111(内線:41417)

(受付時間：午前9時30分～午後5時45分 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス (<http://www.jibai.jp>)

6. 信用情報の取扱いについて

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報につきましては、「保険業法施行規則第 53 条の9」に基づき、返済能力の調査の目的に利用目的が限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力に関する調査の目的以外には利用しません。

7. センシティブ情報の取扱いについて

お客さまの健康状態・病歴などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第 53 条の 10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客さまの同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。

弊社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供しません。

8. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。ご照会者ご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

<お問い合わせ先>

イーデザイン損害保険株式会社 お客様サポートセンター(ご契約内容に関するご照会)

電話 0120-098-040

(受付時間:平日午前9時～午後9時 土日祝祭日午前9時～午後6時 年末年始を除く)

イーデザイン損害保険株式会社 損害サービスセンター(事故に関するご照会)

損害サービスセンターの連絡先はイーデザイン損害保険株式会社のホームページをご覧ください。

(受付時間:午前9時～午後6時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス(http://www.edsp.co.jp/service/service_001/popup.html)

9. 個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求(以下、「開示等請求」といいます。)については、下記「11. 苦情やご相談について」にご請求ください。ご請求者ご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細についてはイーデザイン損害保険株式会社のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス(<http://www.edsp.co.jp/privacypolicy/popup.html>)

10. 個人データの管理について

弊社では、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性の確保に努めています。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

11. 苦情やご相談について(上記8以外)

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報の取扱いや個人データの安全管理措置、保有個人情報に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

<お問い合わせ先>

イーデザイン損害保険株式会社 お客様相談ダイヤル

電話 0120-063-040

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

12. 認定個人情報保護団体について

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいはけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp>)

13. 会社一覧

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、弊社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

(1) グループ会社:東京海上ホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

(2) 提携先企業:個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

ホームページアドレス(<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>)

イーデザイン損害保険株式会社 取締役 吉信 英俊

情報開示

情報開示

当社は、お客さま、株主、社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様の当社に対する理解を促進し、適正にご評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

ホームページ

■イーデザイン損保ホームページ

<http://www.edsp.co.jp/>

自動車保険の商品・サービス情報や、会社情報などをタイムリーに紹介しています。また、保険料のお見積もりやご契約のお申し込み・更新手続きなどをカンタンかつスピーディーにできるようにし、お客さまの利便性向上に努めています。



■契約者ホームページ

ご契約者向けに契約者ホームページをご用意しています。契約内容をナビゲーターが動画・音声でわかりやすく親切にご案内する「わかる証券」、各種変更のお手続き、事故状況の進捗確認や担当者への質問等にご活用いただけます。

ディスクロージャー資料

ステークホルダーの皆さまに当社の事業活動について幅広くご理解いただくために、「イーデザイン損保の現状」を作成しました。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスにおいては、東京海上ホールディングスおよびその事業子会社の業務および財産の状況をわかりやすくご理解いただくため、毎年「東京海上ホールディングスの現状」を作成しています。

社会活動

社会貢献の取り組み

「インターネット安全教室」の運営協力

「インターネット安全教室」は、家庭や学校からインターネットにアクセスする一般の利用者を対象とした情報セキュリティに関する基礎知識を学習できるセミナーで、経済産業省と特定非営利活動法人(NPO)日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA)が全国各地の関係団体等と協力して実施しています。当社はJNSAに加盟し、インターネットを活用してビジネスを行う企業として、その理念に共感し、全国各地で開催される「インターネット安全教室」の運営協力を行っています。

<http://www.net-anzen.go.jp/>



環境にやさしいビジネスモデルの構築

当社は、携帯電話等のモバイルネットワークやインターネットを活用した損害保険会社の特性を活かし、環境にやさしいビジネスモデルの構築を目指しています。具体的には、申込書を使わないインターネットでのご契約手続き推進や、証券e割(保険証券は発行せず、内容はインターネットでご確認いただく)等の推進により、できるだけ紙資源を使わないビジネスモデル構築に取り組んでいます。

商品・サービスについて

保険の仕組み	36
取扱商品	39
損害サービス	40
各種サービス	42

保険の仕組み

保険の仕組み

保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約です(保険法第2条)。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、契約引受の正確を期すために、当社ホームページ上で保険契約者から申込の意思表示を受けた後に、ご契約が成立した旨を契約確認画面に表示しています。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得したものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金の支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費等に充てられる部分)から成り立っています。

なお、損害保険料率算出機構が自動車保険の純保険料率(保険料率のうち将来の保険金の支払いに充てられると見込まれる部分)を参考純率として算出し、会員保険会社に提供しています。

契約の流れ

契約の募集

当社では、ホームページなどを通じたダイレクト販売で保険募集を行っています。

契約内容の確認

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)との権利・義務が具体的に記されています。また、保険約款とは別に、「ホームページの商品説明ページ」「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)」「自動車保険のしおり・約款」を作成し、商品内容をわかりやすく説明しています。

また、当社ではご契約にあたり、「お申し込み内容のご確認」で、ご契約の特に重要な事項について、お客さまのご希望に沿った内容であることを確認させていただき取り組みを実施しています。

適切な保険金額の設定

保険金額の設定につきましては、対人賠償責任保険など金額が定まっているものと人身傷害補償保険などお客さまのご希望に沿って金額をお決めいただくものがあります。

正しいお申し込み

保険契約は、保険契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、お申し込み内容や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

したがって、お申し込み内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

保険料のお支払い

保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、当社は保険金をお支払いできません。

保険料(一時払)のお支払いはクレジットカードなどの方法をご利用いただけます。

・クレジットカードによるお支払い

(保険開始日の前日まで)

・インターネットバンキングによるお支払い

(保険開始日の8日前まで)

・コンビニエンスストア・郵便局(払込票)によるお支払い

(保険開始日の8日前まで)

なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を保険約款の規定にしたがってお返しします(ただし、お返しできない場合もあります)。

保険証券等の内容の確認

保険契約後、保険契約者は、保険証券や当社ホームページ上に表示する契約情報画面で契約内容をご確認いただけます。

契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約内容に変更が生じた時は、すぐにご連絡ください。

ご契約後に保険証券等に記載されている内容に変更が生じた時は、当社ホームページで契約内容変更のお手続きをいただくか、または当社お客さまサポートセンターにご連絡いただく必要がございます。

ご連絡いただけない場合には、変更が生じた時からご連絡いただくまでの期間の事故による損害については、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険証券等は適宜ご確認ください。

事故が起きた時、既に保険期間が終了していたり、契約内容変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、保険証券等を定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

クーリングオフについて

お客さまが保険証券または契約確認通知書を受領された日から8日以内であれば、契約申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

1. 事故の発生

万一、事故にあわれたら、まずはあわてず落ち着いて以下のように対応してください。

- ① ケガ人が出た場合は、応急処置のうえ救急車を手配してください。
- ② 事故車を安全な場所へ移動してください。
- ③ 警察への事故届をしてください。
- ④ 相手方の情報、目撃者情報をメモしてください。

2. イーデザイン損保へのご連絡

緊急措置後は、すみやかに「事故受付センター」へお電話してください。24時間365日いつでも経験豊かな専門スタッフが事故の対応についての的確にアドバイスします。また、PC サイトでも24時間365日受け付けています。

3. 初期対応から損害状況の確認

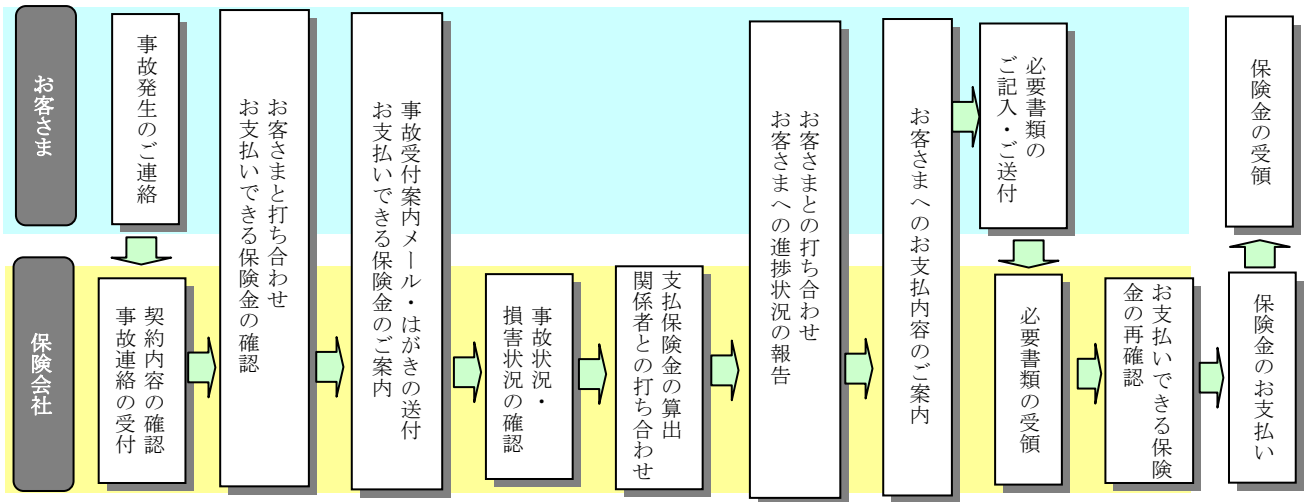
お客さまから事故のご連絡をいただいた後、保険金のお支払いの対象となる事故であるかを確認します。その後、初期対応、事故状況の確認、お車の損害確認と治療状況の確認などを行います。

お客さまのご契約内容と事故の内容を照らし合わせ、「お支払いの対象となる保険金」を漏れなくご案内します。

4. 保険金の算出とお支払い

損害額の協定や示談が終了し、必要書類が揃った段階で、保険金をお支払いします。お支払内容については、担当者から説明するとともに、保険金支払案内はがきで詳細をご案内します。

【お支払いまでの一般的な流れ】



【保険金のお支払いに必要な書類の例】

(保険の種類によって、保険請求に必要な書類はそれぞれ異なります。詳しくは、自動車保険のしおり・約款と重要事項説明書をご確認ください。)

自動車保険
保険金の請求書 交通事故証明書 示談書 修理費見積書 事故車両の写真 医師の診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 など

自賠責保険
自賠責保険支払請求書 交通事故証明書 事故発生状況報告書 診断書・診療報酬明細書 休業損害証明書 など

※自動車保険につきましては、書類の省略や保険会社で取付を行う書類がありますので、詳細につきましては担当者までお問い合わせください。

取扱商品

自動車保険

本当に必要な補償を

当社の自動車保険は不要な特約をカットし、シンプルな構成にしています。また「もらい事故」のときもお客さまのお役に立てるよう、弁護士費用等補償保険をセットしています。

相手方への補償

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、対物超過修理費用補償特約

お車によるケガの補償

搭乗者傷害保険、人身傷害補償保険、女性のお顔手術費用特約、育英費用特約、入院時諸費用特約

お車の補償

車両保険、車両新価保険特約、車載身の回り品補償特約、車両全損時諸費用特約、事故時レンタカー費用特約

ニーズに合わせて選べる補償

ファミリーバイク特約

自動付帯の補償

弁護士費用等補償保険、他車運転危険補償保険、自損事故傷害保険、無保険車事故傷害保険

リーズナブルな保険料で

当社はインターネットを活用した保険募集とシンプルな商品設計、また新たに開発した保険料計算方式の採用により、リーズナブルな保険料をご提供しています。

インターネットでさらに割引

さらに保険料を抑えるために、業界最高水準のインターネット割引10,000円(新規契約、更新契約ともに)を実現しました。他にも、証券e割500円(保険証券を発行せず、契約内容は当社ホームページでご確認)、早割500円(保険開始日45日前までにインターネットでお申し込み)の割引をご用意しています。

自動車損害賠償責任保険

損害サービス

損害サービス

国内損保大手、東京海上グループの経験と実績を活かしたサポート体制

お客さまが万一事故にあわれたときに、＜東京海上グループ＞のこれまでの経験と実績を活かしたサポート体制でお客さまに確かな安心・安全をお届けします。

24 時間 365 日事故受付

事故にあわれたお客さまの不安な気持ちを少しでも和らげられるよう、万全の体制で、24 時間 365 日事故のご連絡をお受けします。さらに 9 時から 21 時までは「受付」だけでなく、「初期対応※」まで丁寧、かつスピーディーに実施します。

事故はいつ起こるかわかりません。万一に備え「いつでも」お客さまをサポートする体制を整えています。

※ 被害者への連絡、代車手配、医療機関・修理工場への連絡などを行います。

[ご連絡時間別の対応状況]

	9:00～21:00	21:00～9:00
事故受付	24時間365日実施しています	
初期対応	実施しています	翌日の実施になります

事故受付センター 0120-097-045

事故受付 24時間365日
携帯電話もご利用いただけます。

専任担当とスペシャリストチーム制によるバックアップ

事故ごとに、お客さまの専任担当者と各分野のスペシャリストでチームを組み、事故解決にあたります。お客さまの専任担当者が、被害者や修理工場など関係先との打ち合わせ状況から保険金のお支払いまで、お客さまからのお問い合わせやご相談のすべてにお応えします。

また、全国の損害調査ネットワークと弁護士ネットワークで、専任担当 & スペシャリストチームとともにお客さまをサポートします。

再審査請求制度

「再審査請求制度」の概要

保険金のお支払いに関わる担当損害サービスセンターの判断について、ご了承いただけない場合には、お客さまからのご請求により「再審査請求制度」をご利用いただくことができます。

お客さまより再審査のご請求を頂いた事案につきましては、外部の専門家により構成された「再審査委員会」において、担当損害サービスセンターの判断内容について再審査をいたします。

「再審査請求制度」の対象事案

「再審査請求制度」の対象となる事案は以下の通りです。

- ◆ 自動車保険において後遺障害等級が認定された事案
(当社が後遺障害に該当しないと判断した事案を含みます。)
- ◆ ご契約の内容(約款)に基づき、保険金お支払いの対象外と判断された事案

保険金請求ご相談窓口

保険金のお支払いについては、担当者の他に、ご相談の専用窓口として「保険金請求ご相談窓口」を設けています。様々な角度からお客さまの疑問や不安にお応えします。

事故時のインターネットサービス

事故に関する最新の情報をご案内する安心のコンテンツです。事故にあわれた際には、以下の機能をご利用いただけます。

ご都合に合わせて事故の連絡(PC サイト)

契約者ホームページから、簡単に事故の連絡ができます。

進捗状況を確認(PC サイト・モバイルサイト)

契約者ホームページから、事故解決に向けた最新、かつ詳細な進捗状況を確認することができます。もちろん、メールや電話、郵送による進捗状況のご報告も実施しています。

【PCサイト】



【モバイルサイト】



お知らせメール(Eメール・携帯メール)

進捗状況が更新されたときのお知らせメールや、事故相談機能の回答のお知らせメールなど、お客さまにとって必要な情報を適切なタイミングでお届けします。

更新保険料を確認(PC サイト・モバイルサイト)

契約者ホームページで、簡単に保険料アップ分が試算できます。

事故の相談(PC サイト・モバイルサイト)

契約者ホームページから、担当者へのお問い合わせやご質問などを自由に書き込むことができます。担当者からの回答も、この機能からご覧いただけます。

【PCサイト】



【モバイルサイト】



各種サービス

ロードサービス

事故や故障などお車の突然のトラブルの場合も安心。24 時間 365 日、万全のサポート体制でスピーディーに対応します。

- ・レッカーサービス
- ・故障時緊急修理サービス
- ・引き上げ・引き降ろしサービス
- ・燃料切れ時ガソリン配達サービス
- ・故障相談サービス
- ・情報提供サービス
- ・モバイル位置情報通知サービス

※ロードサービスは車両保険の有無に関わらずご利用いただけます。

※ご利用の対象となるお車はご契約されているお車となります。

※ロードサービスは、イーデザイン損保が東京海上グループのミレア・モンディアル(株)を通じて提供します。

メディカルコールサービス

常駐の医師・看護師が、24 時間 365 日のサポート体制で対応します。

事故現場からはもちろん、事故や日常生活での体調の不安、旅行先での病院案内まで、いつでもご相談いただけます。

- ・医療機関案内サービス
- ・医療相談サービス

※メディカルコールサービスは、イーデザイン損保が東京海上グループの東京海上日動メディカルサービス(株)を通じて提供します。

業績データ

事業の状況	44
経理の状況	53

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目	年度	平成20年度	平成21年度
正味収入保険料		—	1,100
経常収益		—	1,104
保険引受損失		—	10,104
経常損失		1,205	2,349
当期純損失		1,206	2,355
正味損害率		—	165.4%
正味事業費率		—	754.9%
利息及び配当金収入		—	3
運用資産利回り (イン力産ム利回り)		—%	0.08%
資産運用利回り (実現利回り)		—%	0.08%
時価総合利回り		—%	0.08%
資本金の額 (発行済株式総数)		3,500 (350千株)	6,750 (675千株)
純資産額		5,793	9,938
総資産額		5,978	11,915
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額		—	—
責任準備金残高		—	850
貸付金残高		—	—
有価証券残高		—	—
ソルベンシー・マージン比率		—%	5,762.2%
自己資本比率		96.9%	83.4%
配当性向		—%	—%
従業員数		40名	66名

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 当社は、平成21年1月に設立のため、平成20年度より記載していません。
4. 平成20年度はイーデザイン損保設立準備株式会社の数値であり、以下の諸表においても同様です。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む積立保険料)及び1人当たり保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度			平成21年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率
			%	%		%	%
火災	災	—	—	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—	—	—
自動車損害	車損	—	—	—	1,100	100.0	—
自賠責	賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	他	—	—	—	—	—	—
合計	計	—	—	—	1,100	100.0	—
従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)		千円			千円		
		—		—	16,674		—

(注) 1. 元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。
 2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数

正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度			平成21年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率
			%	%		%	%
火災	災	—	—	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—	—	—
自動車損害	車損	—	—	—	1,100	100.0	—
自賠責	賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	他	—	—	—	—	—	—
合計	計	—	—	—	1,100	100.0	—

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度		平成21年度	
		受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	災	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—
自動車損害	車損	—	—	—	—
自賠責	賠償責任	—	—	—	—
その他	他	—	—	—	—
合計	計	—	—	—	—

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。
 2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度
火災		—	—
海上		—	—
傷害		—	—
自動車		—	5
自動車損害		—	—
自賠責		—	—
その他		—	—
合計		—	5

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受損失

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度
火災		—	—
海上		—	—
傷害		—	—
自動車		—	10,104
自動車損害		—	—
自賠責		—	—
その他		—	—
合計		—	10,104

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度
保険引受収益		—	1,100
保険引受費用		—	2,896
営業費及び一般管理費		—	8,308
その他収支		—	—
保険引受損失		—	10,104

(注)1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。
 3. 保険引受損失＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度		平成21年度	
		金額	正味損害率	金額	正味損害率
火災	災	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—
自動車損害	車	—	—	199	199
自賠	損	—	—	—	—
その他の	責	—	—	—	—
合計	計	—	—	199	199

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度			平成21年度		
		金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
			%	%		%	%
火災	災	—	—	—	—	—	
海上	上	—	—	—	—	—	
傷害	害	—	—	—	—	—	
自動車損害	車	—	—	—	199	100.0	
自賠	損	—	—	—	—	—	
その他の	責	—	—	—	—	—	
合計	計	—	—	—	199	100.0	

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度		平成21年度	
		受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火災	災	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—
自動車損害	車	—	—	—	—
自賠	損	—	—	—	—
その他の	責	—	—	—	—
合計	計	—	—	—	—

(注) 1. 受再保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。
2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	平成20年度			平成21年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	災	—	—	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	車	—	—	—	165.4	754.9	920.3
その他の	他	—	—	—	—	—	—
合計	計	—	—	—	165.4	754.9	920.3

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷(正味収入保険料)
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目		平成20年度			平成21年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	災	—	—	—	—	—	—
海上	上	—	—	—	—	—	—
傷害	害	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	車	—	—	—	716.7	2,909.6	3,626.3
その他の	他	—	—	—	—	—	—
合計	計	—	—	—	716.7	2,909.6	3,626.3

- (注) 1. 自動車賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成20年度	平成21年度
国内契約	—%	100.0%
海外契約	—%	—%

(注) 収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

該当事項はありません。

出再保険料の格付区分別構成割合

該当事項はありません。

未収再保険金の推移

該当事項はありません。

契約者配当金

該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度
正味損害率		—%	165.4%
保険引受に係る事業費		—	8,308
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		(—)	(8,308)
(諸手数料及び集金費)		(—)	(—)
正味事業費率		—%	754.9%

(注) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度		平成21年度	
			構成比		構成比
			%		%
預金	1,563	26.2	3,607	30.3	
コ	—	—	—	—	
買	—	—	—	—	
債	—	—	—	—	
券	—	—	—	—	
買	—	—	—	—	
商	—	—	—	—	
金	—	—	—	—	
有	—	—	—	—	
貸	—	—	—	—	
土	29	0.5	29	0.2	
運	1,592	26.6	3,636	30.5	
用	5,978	100.0	11,915	100.0	
資					
産					

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度		平成21年度	
			利回り		利回り
			%		%
預金	—	—	—	3	0.08
コ	—	—	—	—	—
買	—	—	—	—	—
債	—	—	—	—	—
券	—	—	—	—	—
買	—	—	—	—	—
商	—	—	—	—	—
金	—	—	—	—	—
有	—	—	—	—	—
貸	—	—	—	—	—
土	—	—	—	—	—
小	—	—	—	3	0.08
計	—	—	—	—	—
そ	—	—	—	—	—
他	—	—	—	—	—
計	—	—	—	3	0.08

- (注) 1. 利回りは、収入金額÷平均運用額 で算出しています。
 2. 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。
 3. 平均運用額は各月末残高の平均に基づいて算出しています。

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示しています。

1. 資産運用利回り(実現利回り)
 資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。
 ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
 2. (参考) 時価総合利回り
 時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。
 ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額-前期末評価差額)+繰延ヘッジ損益増減*
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益
- * 税効果控除前の金額による

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成20年度			平成21年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り %	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り %
預 貯 金	—	5,022	—	3	4,710	0.08
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勤 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物	—	9	—	—	30	—
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	—	5,032	—	3	4,741	0.08

(注) 1. 資産運用損益(実現ベース)は損益計算書における「資産運用収益」から「資産運用費用」を控除した金額です。
2. 平均運用額(取得原価ベース)は各月末残高の平均に基づいて算出しています。

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	平成20年度			平成21年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り %	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り %
預 貯 金	—	5,022	—	3	4,710	0.08
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勤 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物	—	9	—	—	30	—
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	—	5,032	—	3	4,741	0.08

(注)平均運用額(時価ベース)は各月末残高の平均に基づいて算出しています。

海外投融资

該当事項はありません。

公共関係投融资(新規引受ベース)

該当事項はありません。

各種ローン金利

該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成21年度 (平成22年3月31日現在)
(A)ソルベンシー・マージン総額	—	2,221
資本金等(純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額)	—	2,186
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	—	35
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90% (評価損の場合は100%)	—	—
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
意図的保有による控除額	—	—
その他	—	—
(B)リスクの合計額	—	77
$\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2+R5+R6}$	—	77
一般保険リスク (R ₁)	—	59
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	—	36
経営管理リスク (R ₅)	—	3
巨大災害リスク (R ₆)	—	4
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	—%	5,762.2%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

＜ソルベンシー・マージン比率＞

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険 : 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
 - ③資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
 - ④経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
(経営管理リスク)
 - ⑤巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・危険準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	平成20年度 (平成21年3月31日現在)		平成21年度 (平成22年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)			%		%	
現金及び預貯金		1,563	26.15	3,607	30.27	2,043
預貯金		1,563		3,607		
有形固定資産		81	1.36	65	0.55	△ 15
建物		29		29		
その他の有形固定資産		52		36		
無形固定資産		—	—	0	0.00	0
その他の無形固定資産		—		0		
その他資産		4,333	72.48	8,242	69.17	3,909
未収保険料		—		227		
未収収益		—		0		
預託金		95		58		
仮払金		4,237		202		
保険業法第113条繰延資産		—		7,752		
資産の部合計		5,978	100.00	11,915	100.00	5,937

(注)平成20年度は、イーデザイン損保設立準備会社の数値です。

(単位:百万円)

科目	年度	平成20年度 (平成21年3月31日現在)		平成21年度 (平成22年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)						
保険契約準備金		—	—	1,076	9.03	1,076
支払準備金		—		225		
責任準備金		—		850		
その他負債		161	2.70	845	7.09	683
未払法人税等		2		6		
預り金		0		0		
未払金		128		705		
仮受金		0		108		
リース債務		29		24		
退職給付引当金		—	—	1	0.01	1
賞与引当金		22	0.38	53	0.45	31
負債の部合計		184	3.08	1,976	16.59	1,792
(純資産の部)						
資本金		3,500	58.55	6,750	56.65	3,250
資本剰余金		3,500	58.55	6,750	56.65	3,250
資本準備金		3,500		6,750		
利益剰余金		△ 1,206	△ 20.17	△ 3,561	△ 29.89	△ 2,355
その他利益剰余金		△ 1,206		△ 3,561		
繰越利益剰余金		△ 1,206		△ 3,561		
株主資本合計		5,793	96.92	9,938	83.41	4,144
純資産の部合計		5,793	96.92	9,938	83.41	4,144
負債及び純資産の部合計		5,978	100.00	11,915	100.00	5,937

(貸借対照表の注記)(平成21年度)

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法により行っています。また、リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日 企業会計審議会)に基づく小規模企業等における簡便法を採用し、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額の100%相当額を計上しています。
- 賞与引当金は従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
- 保険業法第113条繰延資産の繰入額および償却額の計算は、法令および当社の定款の規定に基づき行っています。
- 当事業年度における金融商品の状況および金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。
 - 金融商品の状況に関する事項
当社では、損害保険事業を行っており、保険料として収受した資金等の資金の運用を行っています。資金の運用については、保険金支払いに備えた流動性の確保のため、内部方針に則り短期的な預貯金により行っています。預貯金については預入先の信用リスクがあり、資金の運用に伴う信用リスクに対応するため、内部管理規程に従い、企画部が預入先の信用リスクの状況を定期的にモニタリングし、コンプライアンス部に報告しています。
 - 金融商品の時価等に関する事項
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	3,607	3,607	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

①預貯金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

- 有形固定資産の減価償却累計額は28百万円です。
- 関係会社に対する金銭債権債務はありません。
- 繰延税金資産の総額は4,092百万円、繰延税金負債の総額は2,806百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した額は1,286百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰延欠損金2,122百万円、減価償却費1,571百万円です。繰延税金負債の発生の原因は、保険業法第113条繰延資産です。
- 当事業年度の末日における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりです。
 - 支払備金の内訳

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	225百万円
同上にかかる出再支払備金	—
差引(イ)	225百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	—
計(イ+ロ)	225百万円
 - 責任準備金の内訳

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	815百万円
同上にかかる出再責任準備金	—
差引(イ)	815百万円
その他の責任準備金(ロ)	35百万円
計(イ+ロ)	850百万円
- 1株あたりの純資産額は14,724円10銭です。算定上の基礎である純資産額は9,938百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。また、普通株式の期末株式数は675千株です。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(重要な後発事象に関する注記)

- 当社は、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、株主割当による新株の発行を決議しました。その概要は次のとおりです。
 - 株式発行の種類及び数
普通株式 230,375株
 - 発行価額
1株につき20,000円
 - 発行価額のうち資本へ組み入れる額
1株につき10,000円
 - 発行価額総額
4,607百万円
 - 払込期日
平成22年5月25日
 - 資金の用途
自己資本の増強

(追加情報)

当社は平成21年6月8日に損害保険業免許を取得したことから、会社計算規則第118条及び保険業法施行規則に基づき、当事業年度より、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細書を保険業法施行規則別紙様式により作成しています。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成20年度 <small>(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)</small>	平成21年度 <small>(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)</small>	比較増減
		金額	金額	
経常収益		—	1,104	1,104
保険引受収益		—	1,100	1,100
正味保険料		—	1,100	1,100
資産運用収益		—	3	3
利息及び配当金収入		—	3	3
その他経常収益		—	0	0
経常費用		1,205	3,453	2,248
保険引受費用		—	2,896	2,896
正味支払保険金		—	199	199
損害調査費		—	1,621	1,621
支払備金繰入額		—	225	225
責任準備金繰入額		—	850	850
営業費及び一般管理費		1,205	8,308	7,102
その他経常費用		0	535	535
支払利息		0	1	0
保険業法第113条繰延資産償却費		—	534	534
その他の経常費用		—	0	0
保険業法第113条繰延額		—	△ 8,286	△ 8,286
経常損失		1,205	2,349	1,144
特別損失		0	0	△0
固定資産処分損		0	0	△0
税引前当期純損失		1,205	2,349	1,143
法人税及び住民税		0	5	5
法人税等合計		0	5	5
当期純損失		1,206	2,355	1,149

(注)平成20年度は、イーデザイン損保設立準備会社の数値です。

(損益計算書の注記)(平成21年度)

1. 関係会社との取引による費用の総額は13百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	1,100百万円
支払再保険料	—
差引	1,100百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	199百万円
回収再保険金	—
差引	199百万円

(3) 諸手数料及び集金費は発生していません。

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	225百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	—
差引(イ)	225百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	—
計(イ+ロ)	225百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	815百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	—
差引(イ)	815百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	35百万円
計(イ+ロ)	850百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	3百万円
計	3百万円

3. 1株当たり当期純損失の額は3,793円65銭です。算定上の基礎である当期純損失は2,355百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は620千株です。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	東京海上ホールディングス株式会社	被所有 直接 85.01%	株式の割り当て 当社の経営管理およびそれに附随する業務	追加出資	5,525	—	—
主要株主	NTTファイナンス株式会社	被所有 直接 14.99%	株式の割り当て	追加出資	974	—	—

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	比較増減
		(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)	(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)	
		金額	金額	
株主資本				
資本金				
前期末残高		—	3,500	3,500
当期変動額				
新株の発行		3,500	3,250	△ 250
当期変動額合計		3,500	3,250	△ 250
当期末残高		3,500	6,750	3,250
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		—	3,500	3,500
当期変動額				
新株の発行		3,500	3,250	△ 250
当期変動額合計		3,500	3,250	△ 250
当期末残高		3,500	6,750	3,250
資本剰余金合計				
前期末残高		—	3,500	3,500
当期変動額				
新株の発行		3,500	3,250	△ 250
当期変動額合計		3,500	3,250	△ 250
当期末残高		3,500	6,750	3,250
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高		—	△ 1,206	△ 1,206
当期変動額				
当期純損失(△)		△ 1,206	△ 2,355	△ 1,149
当期変動額合計		△ 1,206	△ 2,355	△ 1,149
当期末残高		△ 1,206	△ 3,561	△ 2,355
利益剰余金合計				
前期末残高		—	△ 1,206	△ 1,206
当期変動額				
当期純損失(△)		△ 1,206	△ 2,355	△ 1,149
当期変動額合計		△ 1,206	△ 2,355	△ 1,149
当期末残高		△ 1,206	△ 3,561	△ 2,355
株主資本合計				
前期末残高		—	5,793	5,793
当期変動額				
新株の発行		7,000	6,500	△ 500
当期純損失(△)		△ 1,206	△ 2,355	△ 1,149
当期変動額合計		5,793	4,144	△ 1,649
当期末残高		5,793	9,938	4,144
純資産合計				
前期末残高		—	5,793	5,793
当期変動額				
新株の発行		7,000	6,500	△ 500
当期純損失(△)		△ 1,206	△ 2,355	△ 1,149
当期変動額合計		5,793	4,144	△ 1,649
当期末残高		5,793	9,938	4,144

(株主資本等変動計算書の注記)(平成21年度)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	350	325	—	675
合計	350	325	—	675

注 普通株式の発行済株式総数の増加325千株は、新株の発行による増加です。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成21年度
		(平成21年4月 1日から 平成22年3月31日まで)
		金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)		△ 2,349
減価償却費		24
支払備金の増減額(△は減少)		225
責任準備金の増減額(△は減少)		850
退職給付引当金の増減額(△は減少)		1
賞与引当金の増減額(△は減少)		31
利息及び配当金収入		△ 3
支払利息		1
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 3,908
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		686
その他		0
小 計		△ 4,440
利息及び配当金の受取額		3
利息の支払額		△ 1
法人税等の支払額		△ 2
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 4,441
投資活動によるキャッシュ・フロー		
(営業活動及び資産運用活動計)		(△ 4,441)
有形固定資産の取得による支出		△ 8
その他		△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 8
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		6,500
その他		△ 6
財務活動によるキャッシュ・フロー		6,493
現金及び現金同等物に係る換算差額		—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		2,043
現金及び現金同等物期首残高		1,563
現金及び現金同等物期末残高		3,607

(キャッシュ・フロー計算書の注記)(平成21年度)

1. キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、普通預金及び取得日から満期までの期間が3ヶ月以内の定期預金からなっています。
2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

1株当たり配当金等の推移

区分	年度	
	平成20年度	平成21年度
1株当たり配当額	－円－銭	－円－銭
1株当たり当期純損失	3,445円72銭	3,793円65銭
配当性向	－%	－%
1株当たり純資産額	16,554円27銭	14,724円10銭
従業員一人当たり総資産	149百万円	180百万円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式がないので記載していません。
 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	平成20年度	平成21年度
当期純損失 (百万円)	1,206	2,355
普通株主に帰属しない 普通株主額 (百万円)	－	－
普通株式に係る 当期純損失 (百万円)	1,206	2,355
普通株式の期中平均 株数 (千株)	350	620

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、あらた監査法人の監査を受けています。

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度
現金		—	—
預貯金		1,563	3,607
(郵便振替・郵便貯金)		(—)	(2)
(普通預金)		(1,563)	(1,802)
(定期預金)		(—)	(1,801)
合計		1,563	3,607

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当事項はありません。

保有有価証券

該当事項はありません。

有価証券残存期間別残高

該当事項はありません。

業種別保有株式

該当事項はありません。

貸付金の残存期間別残高

該当事項はありません。

貸付金担保別内訳

該当事項はありません。

貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

貸付金の業種別内訳と推移

該当事項はありません。

貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度
土	地	—	—
	営業用 賃貸用	—	—
建	建物	29	29
	営業用 賃貸用	29	29
土	地・建物計	29	29
	営業用 賃貸用	29	29
建	設備 仮定	—	—
	営業用 賃貸用	—	—
合	計	29	29
	営業用 賃貸用	29	29
リース資産		29	23
その他の有形固定資産		22	12
有形固定資産合計		81	65

(注)その他の有形固定資産には、リース資産を含めていません。

支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

長期性資産

該当事項はありません。

住宅関連融資

該当事項はありません。

リスク管理債権

該当事項はありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

支払備金

(単位:百万円)

種目		年度	平成20年度		平成21年度	
			金	率	金	率
火	災		—		—	
海	上		—		—	
傷	害		—		—	
自	動	車	—		225	
自	動	車	—		—	
賠	償	損	—		—	
そ	の	他	—		—	
合	計		—		225	

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

該当事項はありません。

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度		平成20年度			平成21年度		
		金	額比	率変	金	額比	率変
累計 支払 保険金 +	1						
	2						
	3						
	4						
最終損害見積り額		—			425		
累計保険金		—			199		
支払備金		—			225		

傷害保険

該当事項はありません。

賠償責任保険

該当事項はありません。

責任準備金

(単位:百万円)

種目		年度	平成20年度		平成21年度	
			金	率	金	率
火	災		—		—	
海	上		—		—	
傷	害		—		—	
自	動	車	—		850	
自	動	車	—		—	
賠	償	損	—		—	
そ	の	他	—		—	
合	計		—		850	

責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載はしていません。

業績データ

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

種目	年度	平成20年度					平成21年度						
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	—	—	815	35	—	—	—	—	850
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	815	35	—	—	—	—	850

引当金明細表

平成20年度

(単位:百万円)

区分	平成19年度末残高	平成20年度増加額	平成20年度減少額		平成20年度末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	
退職給付引当金	—	—	—	—	—	
賞与引当金	—	22	—	—	22	
価格変動準備金	—	—	—	—	—	

平成21年度

(単位:百万円)

区分	平成20年度末残高	平成21年度増加額	平成21年度減少額		平成21年度末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	
退職給付引当金	—	1	—	—	1	
賞与引当金	22	53	22	—	53	
価格変動準備金	—	—	—	—	—	

貸付金償却の額

該当事項はありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、「P. 15 株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当事項はありません。

損益の明細

有価証券売却損益及び評価損明細表

該当事項はありません。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当事項はありません。

固定資産処分損益明細表

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度		平成21年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物		—	0	—	0
その他の有形固定資産		—	—	—	—
合計		—	0	—	0

事業費

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度
		人件費	62
物件費	1,058	9,401	
税金	84	31	
拠出金	—	—	
負担金	—	—	
諸手数料及び集金費	—	—	
合計	1,205	9,929	

(注) 1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。
2. 拠出金は、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金です。
3. 負担金は、保険業法第265条の33の規程に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

平成20年度

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	平成20年度償却額	償却累計額	平成20年度末残高	償却累計率
建物	30	0	0	29	3.1%
営業用	30	0	0	29	3.1
賃貸用	—	—	—	—	—
リース資産	30	0	0	29	1.9
その他の有形固定資産	25	2	2	22	9.7
無形固定資産	—	—	—	—	—
合計	85	3	3	81	

平成21年度

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	平成21年度償却額	償却累計額	平成21年度末残高	償却累計率
建物	36	6	7	29	20.8%
営業用	36	6	7	29	20.8
賃貸用	—	—	—	—	—
リース資産	31	7	7	23	24.8
その他の有形固定資産	25	10	13	12	51.3
無形固定資産	0	—	—	0	—
合計	94	24	28	65	

(注) 本表に記載している無形固定資産は、電話加入権です。

リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引はありません。

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常損失の増加額	2百万円 <small>(注)異常危険準備金残高の取崩額 ー百万円</small>

時価情報等

有価証券

該当事項はありません。

金銭の信託

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

先物外国為替取引

該当事項はありません。

有価証券関連デリバティブ取引(次項に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないことを平成22年6月22日付で確認しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備しておりますが、その体制が機能していることを確認したためです。

1. 業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
2. 経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
3. 経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
4. 財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
5. 内部監査部門では、財務諸表が適正に作成されていることを確認していること。

コーポレートデータ

沿革	69
主要な業務、株式の状況	69
会社の組織	72
ネットワーク	73
設備の状況	74
役員の状況	75
従業員の状況	77
新商品の開発状況	78
情報提供活動	78
店舗一覧	78
損害保険用語の解説	79

沿革

年月	主なできごと
2009年1月	東京海上ホールディングス株式会社とNTTファイナンス株式会社の共同出資によりイーデザイン損保設立準備株式会社設立
2009年6月	損害保険業免許の取得 社名を「イーデザイン損害保険株式会社」に変更
2009年6月	自動車保険の販売を開始

主要な業務、株式の状況

主要な業務

1. 損害保険業

(1) 保険引受

当社は次の各種保険の引き受けを行っています。

- ①自動車保険
- ②自動車賠償責任保険
- ③以上の保険の再保険

(2) 資産の運用

当社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

2. 自動車損害賠償補償事業委託業務

当社は、政府の行う自動車損害賠償補償事業のうち、損害のてん補額の支払いの請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払い等、業務の一部を政府の委託を受けて行っています。

株式の状況等

当社の発行する株式は普通株式であり、平成 22 年 7 月 1 日現在、発行可能株式総数は 300 万株、発行済株式総数は 905,375 株です。

- a. 定時株主総会開催時期————— 毎年 4 月 1 日から 4 ヶ月以内に開催します。
- b. 決算期————— 3 月 31 日
- c. 株主名簿管理人————— なし
- d. 期末配当の基準日————— 3 月 31 日
- e. 公告方法————— 電子公告により行います。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
- f. 上場証券取引所————— なし

臨時株主総会

臨時株主総会が、平成 21 年 8 月 7 日（金）に開催されました。決議事項は以下のとおりです。

<決議事項>

取締役選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

第2回定時株主総会

第2回定時株主総会は、平成22年6月22日(火)に開催されました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

<報告事項>

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

上記について報告しました。

<決議事項>

取締役7名選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

大株主の状況

(平成22年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	769,660	85.01
NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番1号	135,715	14.99
計		905,375	100.00

配当政策

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。当社は保険業法の定めに従い、保険業法第113条繰延資産の全額を償却した後でなければ、剰余金の配当等を行わない方針としております。

資本金

年月日	増資額 (千円)	増資後資本金 (千円)	摘要
平成21年1月26日	3,500,000	3,500,000	イーデザイン損保設立準備株式会社設立
平成21年6月3日	3,250,000	6,750,000	増資
平成22年5月25日	2,303,750	9,053,750	増資

最近の新株発行

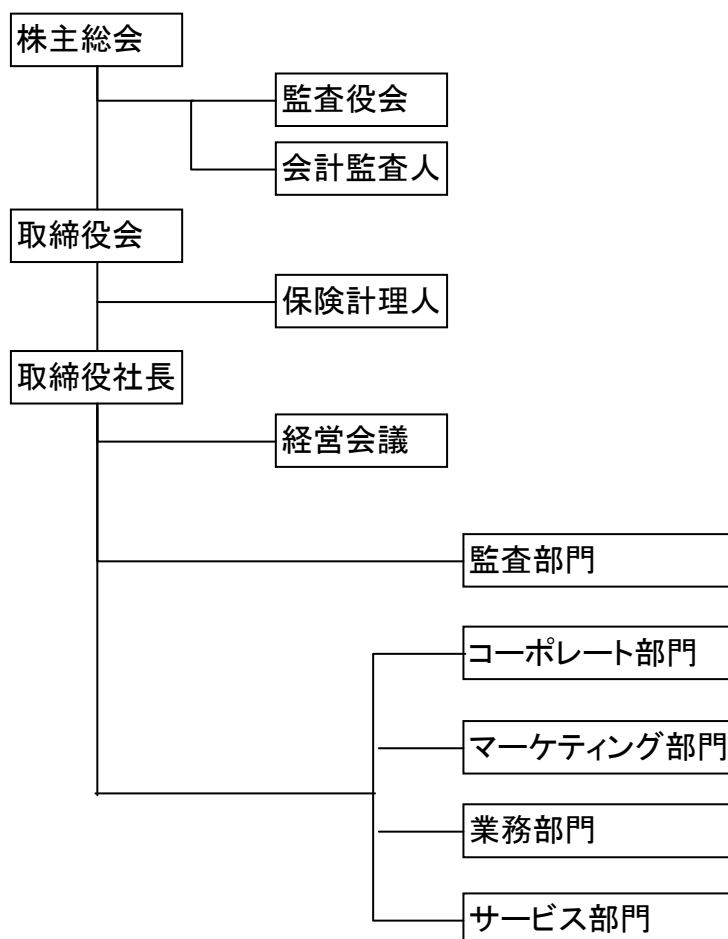
- (1)種類 : 普通株式
- (2)発行株数 : 230,375 株
- (3)発行年月日 : 平成22年5月25日
- (4)発行総額 : 46億750万円 (資本金:23億375万円、資本準備金:23億375万円)

最近の社債発行

該当なし

会社の組織

当社の機構(2010年7月1日現在)



ネットワーク

ネットワーク

当社では、損害サービスセンターが、損害調査ネットワークや法律の専門家である弁護士のネットワークと連携して、全国のどこで起きた事故の対応についても、お客様の様々なご相談に応じます。

事故受付センター 0120-097-045

お客様の万一の事故のときに、24時間365日事故の受付を行います。

損害サービスセンター

お客様の専任担当者が、相手方との示談交渉など、安心の事故対応をご提供します。

・東京サービスセンター

東京都新宿区西新宿 3-20-2 〒163-1413

03-5302-3230

・大阪サービスセンター

大阪府大阪市中央区城見 2-2-53 〒540-8505

06-6910-5610

損害調査ネットワーク

お客様のお車の損害状況を修理工場で確認するなど、事故の詳細な調査を行います。

弁護士ネットワーク

全国各地の経験豊かな弁護士と提携して、事故の対応を行います。

提携修理工場ネットワーク

無料代車サービスなど、充実したサービスをご提供します。

ロードサービスネットワーク

ご契約されているお車について、事故だけではなく、故障のときにもサポートします。

設備の状況

主要な設備の状況

(平成22年3月31日現在)

店名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	従業員数 (人)	賃借料 (百万円)
本店 (東京都新宿区)	損害保険事業	59	62
大阪サービスセンター (大阪府大阪市)	損害保険事業	7	8

役員 の 状 況

取締役

(平成22年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴	担当
取締役社長 (代表取締役)	ひぐらし のりたけ 日暮 則武 (昭和29年9月19日生)	昭和53年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成12年 7月 同社 情報産業部 ネットワークビジネス開発室長 平成13年 7月 同社 米国支店ニューヨーク駐在員 平成15年 7月 同社 IT企画部 支援室長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 IT企画部 部長 平成20年11月 同社 事務会計サービス業務部 部長 平成21年 1月 イーデザイン損保設立準備株式会社 取締役社長 平成21年 6月 イーデザイン損害保険株式会社 取締役社長(現職)	監査部門
取締役 (代表取締役)	なみき ひろみち 並木 宏道 (昭和37年1月20日生)	昭和61年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成13年 7月 同社 個人商品業務部 自動車グループ課長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 個人商品業務部 自動車グループ 課長 平成18年 7月 同社 営業企画部 次長 平成21年 1月 イーデザイン損保設立準備株式会社 取締役 商品開発部長 平成21年 6月 イーデザイン損害保険株式会社 取締役 商品開発部長 平成22年 7月 イーデザイン損害保険株式会社 取締役(サービス部門担当) (現職)	サービス部門
取締役	たなか けんじ 田中 健二 (昭和42年9月2日生)	平成 2年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成16年 7月 同社 医療福祉法人部 法人第一課 担当課長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 広報部 担当課長 平成20年 7月 同社 営業企画部 課長 平成21年 1月 イーデザイン損保設立準備株式会社 取締役 マーケティング部長 平成21年 6月 イーデザイン損害保険株式会社 取締役 マーケティング部長 平成22年 7月 イーデザイン損害保険株式会社 取締役 (コーポレート部門・マーケティング部門担当)(現職)	コーポレート部門 マーケティング部門
取締役	よしのぶ ひでとし 吉信 英俊 (昭和33年12月20日生)	昭和57年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成 8年 7月 同社 情報システム部 開発第二グループ 特命課長 平成12年 4月 東京海上システム開発株式会社 財務システム開発部長 平成14年 2月 東京海上システム開発株式会社 経理ソリューションサービス部長 平成17年 6月 東京海上日動システム株式会社 開発品質管理部 部長 平成18年 6月 東京海上日動システム株式会社 プロジェクト推進本部 部長 平成21年 2月 イーデザイン損保設立準備株式会社 IT企画部長 平成21年 4月 イーデザイン損保設立準備株式会社 取締役 IT企画部長 平成21年 6月 イーデザイン損害保険株式会社 取締役 IT企画部長 平成22年 7月 イーデザイン損害保険株式会社 取締役(業務部門担当) (現職)	業務部門
取締役 (非常勤)	こすぎ ともよし 小杉 知義 (昭和37年5月16日生)	昭和61年 4月 日本電信電話株式会社入社 平成 7年 7月 同社 秘書室 担当課長 平成10年11月 同社 広報部 担当課長 平成14年 4月 日本電信電話株式会社(持株会社) 第一部門担当部長 平成14年 7月 NTTコミュニケーションズ株式会社(NTT America,Inc.出向) 平成16年10月 同社 ソリューション事業部金融営業部担当部長 平成19年 8月 NTTファイナンス株式会社 専門営業部長 平成20年 6月 同社 企画部長(現職) 平成21年 1月 イーデザイン損保設立準備株式会社 社外取締役 平成21年 6月 イーデザイン損害保険株式会社 社外取締役(現職)	
取締役 (非常勤)	いお かずひき 猪尾 和久 (昭和41年1月25日生)	昭和63年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成15年 7月 同社 経理部 主計グループ 調査役 平成16年 7月 同社 経理部 主計グループ 担当課長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 経理部 主計グループ 担当課長 平成17年 7月 同社 経理部 主計グループ 課長 平成18年 7月 同社 経理部 担当課長 平成21年 7月 東京海上ホールディングス株式会社 事業開発支援部 新規事業グループリーダー 平成22年 7月 東京海上ホールディングス株式会社 国内事業企画部 事業推進グループリーダー(現職) 平成22年 7月 イーデザイン損害保険株式会社 社外取締役(現職)	

監査役

(平成22年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴	担当
常勤監査役	えのき ひろゆき 榎木 博行 (昭和24年10月24日生)	昭和49年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 昭和62年 6月 同社 南九州支店 業務課長 平成 2年 6月 同社 積立業務部 課長 平成 6年 6月 同社 傷害・積立業務部 次長 平成10年 7月 同社 個人商品業務部 次長 企画グループリーダー 平成11年 7月 同社 医療・シルバー業務部長 平成14年 7月 同社 九州・沖縄本部 長崎支店長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 長崎支店長 平成17年 7月 同社 内部監査部 参与 平成18年 7月 同社 内部監査部 主任内部監査役 平成18年 8月 同社 内部監査部 部長 平成21年 4月 イーデザイン損害保険株式会社 常勤監査役(現職)	
監査役	かみおか てつお 上岡 哲雄 (昭和23年9月3日生)	昭和42年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 4年 4月 同社 営業推進室長 平成 5年 4月 同社 名古屋支店営業第一部長 平成 8年 4月 同社 事業開発部部长(事業開発総括兼関東地区担当) 平成 8年 8月 日動生命保険株式会社 取締役本店営業部長 平成10年 4月 日動火災海上保険株式会社 火災新種営業統括部長 平成11年 4月 同社 営業推進本部営業統括部マーケティング開発室長 平成12年 4月 同社 営業推進本部市場開発部長 6月 同社 取締役営業推進本部市場開発部長 平成13年 4月 同社 取締役営業推進本部代理店営業推進部長 平成14年 4月 同社 取締役東京営業本部長 兼 東京営業本部東京中央支店長 6月 同社 常務取締役執行役員東京営業本部長 兼 東京営業本部東京中央支店長 平成15年 3月 同社 常務執行役員退任 平成15年 4月 日動生命保険株式会社 取締役社長 平成15年10月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 専務取締役 平成17年 6月 同社 専務取締役退任 平成17年 6月 株式会社ミレアホールディングス(*) 常勤監査役 * 現東京海上ホールディングス(株) 平成20年 7月 東京海上ホールディングス株式会社 常勤監査役(現職) 平成21年 1月 イーデザイン損保設立準備株式会社 非常勤監査役 平成21年 6月 イーデザイン損害保険株式会社 非常勤監査役(現職)	
監査役	とよしま まさのぶ 豊島 正伸 (昭和30年5月3日生)	昭和54年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成 5年 6月 Tokio Marine Europe社 ロンドン駐在員 平成11年 7月 東京海上火災保険株式会社 検査部 企画グループ 課長 平成13年 7月 同社 検査部 企画グループ 副参与 平成14年 4月 出向 株式会社ミレアホールディングス(現:東京海上ホールディングス(株)) 検査部 副参与 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 コンプライアンス部 コンプライアンス推進グループリーダー 平成20年 7月 同社 コンプライアンス部長 平成22年 7月 東京海上ホールディングス株式会社 監査役事務局専門部長(現職) 平成22年 7月 イーデザイン損害保険株式会社 非常勤監査役(現職)	

従業員の状況

従業員の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
66	37.2	0.9	5,750

- (注) 1. 従業員は就業人員です。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

採用方針

当社では中途採用を主体とし幅広い人材の確保に努めています。採用ホームページによる会社情報の提供を実施し、「自ら考え、行動する」「コミュニケーション能力が高い」人材を求めています。

採用にあたっては、応募や入社試験の機会を等しく提供し、公平・公正な選考を行うとともに、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

採用選考過程において、応募者に対する基本的人権の尊重や就職の機会均等を全ての人に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用選考方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。

人材育成

社員全員が真にお客様本位を実践し、働きがい・やりがいを感じて、生き活きと質の高い成果を上げられることを目指し、さまざまな人材育成手段・制度を設けています。

人材育成を計画的かつ効果的に進めるため、マネージャーと部下との間で人材育成面接を年3回実施し、部下の強み・弱みについて共有するとともに、年間を通じたOJT・Off-JT・自己開発の人材育成計画についてマネージャーと部下で対話を行います。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。
弔慰金、災害見舞金支給制度、法定を上回る育児・介護休業期間の付与、確定拠出年金

新商品の開発状況

新商品の開発、約款・料率の改定

2009年6月	自動車保険の開発
2010年4月	自動車保険の約款・料率改定

情報提供活動

情報提供活動

当社では、ホームページやモバイルサイトを通じて、お客さまへの情報提供に努めています。

店舗一覧

店舗一覧

該当事項はありません。

損害保険用語の解説

損害保険用語の解説(50音順)

あ行

慰謝料

対人事故において、被害者などが受けた精神的損害に対する賠償として支払われる金額のことをいいます。

主に運転される方(記名被保険者)

ご契約されるお車を最も多く運転される方をいいます。保険証券などには「主に運転される方」あるいは「記名被保険者」などと記載されています。主に運転される方は以下のいずれかにあてはまらなければなりません。

- (1)ご契約者
- (2)ご契約者の配偶者
- (3)ご契約者(または配偶者)と同居している親族

か行

解除

ご契約の効力を終了させることをいいます。保険会社が行う解除と、ご契約者の申し出により行う解除(解約)があります。

解約

ご契約者の申し出により、ご契約の効力を終了させることをいいます。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失(責任)があれば、その過失(責任)の割合に応じて加害者の損害賠償額を減額することをいいます。

※過失とは、不注意、または注意義務違反のことをいいます。一定の事実を認識できたにもかかわらず、不注意により認識できなかったことをいいます。

過失割合

相手方がいる事故が起きたとき、その事故における「自分の過失(責任)」と「相手方の過失(責任)」を割合にしてあらわしたものをいいます。

故意

自分の行為から一定の結果が生ずることを知りながら、あえてその行為をすることをいいます。故意によって生じた損害は、約款により「保険金をお支払いしない場合(免責事由)」とされています。

告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について不実の事を申し出ない義務をいいます。

さ行

時価

ご契約されているお車の一般的な市場販売価格をいいます。

自家用8車種

自家用8車種とは、ナンバープレートの色や分類番号により、以下の用途・車種にあてはまるお車の種類をいいます。

- (1) 白色地で分類番号が[3、4、5、7]で始まるもののうち、以下のお車
自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用小型貨物車
- (2) 黄色地で分類番号が[4、5、6、7]で始まるもののうち、以下のお車
自家用軽四輪乗用車・自家用軽四輪貨物車
- (3) 白色地で分類番号が[1、8]で始まるもののうち、以下のお車
自家用普通貨物車(分類番号が[1]で最大積載量 0.5トン超 2トン以下)
自家用普通貨物車(分類番号が[1]で最大積載量 0.5トン以下)
特種用途自動車(分類番号が[8]でキャンピング車のみ)

示談

民事上の紛争が裁判によらず話し合いによって解決されることをいいます。

自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

自動車損害賠償保障法に基づいて、原則としてすべての車が加入しなければならないこととされている強制保険です。

重要事項説明書

保険契約の内容などをご理解いただくことを目的とし、特に重要な事項をまとめた文書のことをいいます。契約前には必ずご確認ください。弊社ホームページでもご覧いただけます。

情報交換制度

ノンフリート等級の適正な継承を確認するため、自動車保険をご契約される方の前契約の有無などについて、各損害保険会社・JA 共済などの間で情報を確認させていただく制度です。

ソルベンシー・マージン比率

保険会社が巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金などの支払余力の割合を示す指標のことをいいます。

た行

代位求償

第三者の過失によって生じた損害に対して、保険会社が保険金を支払った後に、補償の対象となる方に代わり第三者に損害賠償を請求することをいいます。

通知義務

保険期間中、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡する義務をいいます。

等級(ノンフリート等級)

等級は補償の対象となる事故の有無により決定され、その等級により保険料に対して割増引を適用し、保険会社間(一部の共済などを除く)で引き継ぐことができます。

特約

普通保険約款の規定を一部修正(追加、補充、変更等)するために用いる約款をいいます。保険契約を結ぶとき、普通保険約款は一般的なものになっているので、これに各種の特約条項を追加することにより、きめこまかい対応をしています。

な行

ノンフリート等級別料率制度

ノンフリート契約に適用する無事故割引(割増)制度です。ご契約の自動車事故の有無により次契約に適用する等級(ノンフリート等級)が決定され、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。ご契約ごとに1~20等級の等級が適用されます。

は行

被保険自動車

補償の対象となるお車のことをいいます。

被保険者

補償の対象となる方のことをいいます。

保険開始日(始期日)

保険期間の開始日のことをいい、保険が適用される初日です。

保険終了日(満期日)

保険期間の終了日のことをいい、保険が適用される末日です。

保険期間

保険会社による補償期間をいいます。この期間内に補償の対象となる事故が発生した場合のみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには補償できません。自動車保険の保険期間は、通常、保険開始日(始期日)の16時に始まり、保険終了日(満期日)の16時に終了します。当社では自動車保険の保険期間は1年間のみとなっております。

保険金

自動車事故が発生した場合に、保険契約に基づいて保険会社からお支払いする金銭のことをいいます。

保険金額

事故が発生した場合に保険会社がお支払いする保険金の額(または限度額)として、ご契約者と保険会社との間で定めた金額のことをいいます。

保険契約者

保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。ご契約の成立後は保険料を支払う義務を負います。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実のことをいいます。

保険証券

保険契約の成立後に保険会社からそのご契約者にお渡しする契約内容を記した文書のことをいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたもののことをいいます。補償内容などが記載されています。

ま行

免責

補償されないケースを定めたものをいいます。

免責金額

事故により保険金を請求された際に、お客さまに自己負担していただく金額のことです。保険会社は、事故による損害の額(修理費など)から免責金額を差引いて保険金をお支払いします。車両保険と車載身の回り品補償特約に適用されません。

や行

約款

「保険約款」をご覧ください。



イーデザイン損害保険株式会社

<http://www.edsp.co.jp/>

TOKIO MARINE
Quality: 東京海上グループ